

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領

制定：平成 27 年 8 月 31 日付け林業第 969 号

改正：平成 27 年 12 月 8 日付け林業第 1601 号

改正：平成 29 年 4 月 27 日付け林業第 245 号

第 1 趣旨

この要領は、県産木材の利用を拡大するため、民間木造住宅の新築費用の一部を支援し、民間住宅の木造化を推進するとともに、自治会公民館等の木造化や公共施設等における県産木材を使用した木製品やペレットストーブ等を整備することにより県産木材の利用推進を図ることを目的とする。

第 2 関係法規

事業の実施については、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 箇年とする。

第 4 事業の内容等

事業の内容及び採択基準については、別紙 1 のとおりとする。

第 5 事業計画等の作成

- 1 市町長及び一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長（以下「市町長等」という。）は、別紙 1 に掲げる事業を開始する前に事業実施計画書（様式第 1 号）及び別紙 3 を事業主体毎に作成し、知事へ提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき事業実施計画書の提出があった場合は、市町長等が作成する事業の実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、市町長等から提出された事業実施計画書の内容を審査し、適当と認めるときは、その承認を行うものとする。
- 3 市町長等は、別紙 2 に掲げる事業実施計画書の重要な変更については、事業計画変更承認申請書（様式第 1 号）を作成し、前項に準じて行うものとする。

第 6 助成

県は、予算の範囲内において、第 4 に掲げる経費に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

第 7 事業実施上の手続き

1 木造住宅の整備

- (1) 施主は民間住宅の木造化に係る補助を申し込む場合は、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量を一般社団法人佐賀県木材協会（以下、「木材協会」という。）に提出しなければならない。
- (2) 施主は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を木材協会に提出しなければならない。

2 県産木材PR活動

(1) 資材等の見積もりを徴収する場合は、原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

3 木造公共的施設整備

(1) 事業主体は、作成した設計書等を市町長へ提出し、設計の審査を受けなければならない。

また、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量も併せて市町に提出しなければならない。

(2) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

(3) 事業主体は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を市町に提出しなければならない。

4 公共施設等の木製品の導入

(1) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

(2) 補助対象は、県産木材を使用した木製品とするが、学童用机・椅子、教卓以外については、県産木材を使用したハイブリッド製品も補助の対象とする。

5 ペレットストーブ等の導入

(1) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

第8 事業の着手及び完了

1 市町長等は、事業主体が事業に着手、又は事業の実施を完了したとき、事業着手届（様式第2号）、又は事業完了届（様式第3号）を速やかに知事へ提出するものとする。

2 事業の着手は、原則として補助金の交付決定の通知（以下「交付決定」という。）を受けた後に行うものとする。

ただし、民間住宅の木造化については対象外とする。また、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に事業を実施する必要があるときは、市町長等は必要性を十分に検討したうえ、その理由を具体的に付して、交付決定前着手届（様式第4号）を作成し、知事に提出するものとする。

第9 事業の成工認定検査

1 木造住宅の整備及び県産木材PR活動は次によるものとする。

(1) 木材協会は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか検査するものとする。

(2) 木材協会は、検査が完了したときは、事業完了届に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

ア 事業主体の完了が確認できる書類

イ 契約書、見積書等の写し

ウ 完成写真又は活動状況写真

エ 成工認定検査写真

(3) 木材協会は、事業完了届が提出されたときは、事業の認定検査を行うものとする。

(4) 木材協会は、認定検査が完了したときは、成工認定検査復命書（別紙4）を作成し、知事へ提出するものとする。

2 木造公共的施設整備、公共施設等の木製品の導入及びペレットストーブ等の導入は次によるものとする。

(1) 市町長は、事業が完了したときは、成工認定検査を行うものとする。

(2) 市町長は、認定検査が完了したときは、成工認定検査復命書（別紙4）の写し及び事業完了届に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- ア 事業主体の検査完了が確認できる書類
- イ 事業実施設計書
- ウ 契約書、見積書等の写し
- エ 成工認定検査写真
- オ 完成写真

(3) 農林事務所長は、成工認定検査復命書（別紙4）の写し及び事業完了届が提出されたときは、内容を確認の上、知事に提出するものとする。

第10 関係書類の整備

事業主体の長は、別紙5に掲げる書類を整備しておくものとする。

第11 施設等の管理

- 1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ）は、事業により設置した施設等については、事業の趣旨に即して適正に管理しなければならない。
ただし、木造住宅の整備及び県産木材PR活動は対象外とする。
- 2 管理主体は、施設の管理状況等を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに努めるものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 施設の種類、構造、規模、形式、数量等
 - (3) 施設の所在（設置場所）
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者（使用者）の範囲
 - (6) 利用方法（使用方法）に関する事項
 - (7) 施設の保全及び償却に関する事項
 - (8) その他管理に必要な事項
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2とし、やむを得ず耐用年数内に処分等をしようとする場合は、あらかじめ知事へ協議し、承認を得なければならない。

第12 事業看板等の設置施設の標示

事業主体は、事業完了後遅滞なく、事業名や導入年度等を明らかにするための看板等を施設の見やすい箇所に設置しなければならない。

ただし、民間住宅の木造化については対象外とする。

第13 書類の経由

規則又はこの要領に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

ただし、県全域を事業実施地区とする場合にあっては、この限りではない。

第14 補 則

この事業の実施については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年度の事業から適用する。
- 2 この要領は、平成27年12月 日から適用する。
- 3 この要領第4の別紙1の木造住宅の整備及び木造公共的施設整備の採択基準に掲げる「外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること」については、平成28年度の事業から適用する。
- 4 この要領は、平成29年度から適用する。

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 基 準
1 木造住宅の整備	木造住宅を新築する場合に経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する住宅の建築主とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内に自らまたは家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。 (2) 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の内、土台、柱、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。 かつ、外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること。 (3) 「佐賀県産木材」地産地消の応援団が建設する住宅であること。 (4) 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (5) 補助住宅に申し込みをした年度の12月末日までに完了する住宅。ただし、3回目の募集を行う場合は翌年度の3月末日までに完了する住宅とする。 (6) さがの木の住まいコンクールに応募する住宅であること。 (7) 県税に未納がないこと。
2 県産木材PR活動	県産木材を使用した住宅見学会、家の材料となる木を見（伐り）にいくツアー、SNSによる情報発信等に係る経費を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県産木材」地産地消の応援団に登録した大工・工務店であること。 ・PRする木造住宅等には県産木材を使用していること。
3 木造公共的施設整備	自治会等が整備する公共的施設の木造化を行う場合に経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木造公共的施設とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の内、土台、柱、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で70%以上使用すること。 かつ、外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること。 (2) 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。
4 公共施設等の木製品の導入	公共施設等における木製品（机・椅子（教卓、戸棚、本棚、テーブル、ベンチなどの備付けの木製品）、玩具等）の導入を行う場合に経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木製品とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町、自治会及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に掲げる施設を整備した者が管理する公共施設等に導入する木製品であること。 (2) 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 ・学童用机・椅子、教卓に使用する部材については、補強材を除き、県産木材とし、県内で組み立てを行った製品であること。
5 ペレットストーブ等の導入	公共施設等におけるペレットストーブ等の導入を行う場合に経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当するペレットストーブ等であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広く県民にPRできる公共施設等とする。 <ul style="list-style-type: none"> 主な導入先は、「公共建築物等における木材の利用に関する法律施行令」の第1条に記載する建築物とする。 (2) 木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたもの）又は薪を燃料として使用するものであること。

(別紙2)

事業計画の変更を伴う事項

区 分	重要な変更
1 木造住宅の整備	(事業計画) ・事業の中止 ・その他知事が必要と認めるもの
2 県産木材PR活動	(事業計画) ・事業の中止 ・総事業費の3割を超える増減 ・その他知事が必要と認めるもの
3 木造公共的施設整備	(事業計画) ・事業の中止 ・総事業費の3割を超える増減 ・その他知事が必要と認めるもの
4 公共施設等の木製品の導入	(事業計画) ・事業の中止 ・総事業費の3割を超える増減 ・その他知事が必要と認めるもの
5 ペレットストーブ等の導入	(事業計画) ・事業の中止 ・総事業費の3割を超える増減 ・その他知事が必要と認めるもの

(別紙3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

※事業主体毎に作成すること

(別紙4)

成工認定検査復命書

様

平成 年 月 日に (市・町) の平成 年度佐賀県ふるさと木材利用拡大
推進事業の成工認定検査を実施しましたが、その結果は別添のとおりでした。

平成 年 月 日

(検査者)

所属・職 名

氏 名

印

(注) 別紙4の付、検査状況写真、検査野帳を添付すること

(別紙4の付)

成工認定調書

(1) 事業の概要

事業区分		施行方法	
事業主体		当初請負額	
施行箇所		変更請負額	
事業量		契約年月日	
事業費		契約工期	
補助金額		実施成工年月日	
補助要件			

(注)

1 補助要件の欄には、木造公共的施設整備においては、県産木材使用率（全体木材使用量、県産木材使用量）、延床面積を記載すること。

(2) 検査関係者

職・氏名		
職・氏名		

(3) 検査内容

- ① 設計及び工事並びに機械器具類の購入に関する事項
- ② 備付帳簿類に関する事項（別紙5の関係書類について確認を行う）
- ③ 総評

(別紙5)

1 会計関係書類

- (1) 金銭又は現金出納簿
- (2) 収入・支出整理簿
- (3) 負担金（賦課金）明細・徴収原簿

2 証拠書類

見積書、請求書、納品書、入出金伝票、領収書、借用証書等

3 契約関係書類

入札顛末書、請負（委託）契約書、施工写真（成果品）、工事打合簿、合法木材証明書（県内の合法木材認定事業体が発行）、県産木材生産履歴証明書（さがの木流通管理センターが発行）、管理規程（下記参照）等

4 台帳関係

財産管理台帳

5 管理規程

- 1 目的
- 2 施設の種類、構造、規模、形式等
- 3 設置場所
- 4 管理責任者
- 5 利用者（使用者）の範囲
- 6 利用方法（使用方法）に関する事項
- 7 施設の保全及び償却に関する事項
- 8 その他管理に必要な事項

(様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 等 名

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施計画（変更）承認申請書

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領第5の1（変更の場合は、5の3）の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

記

（変更の場合は、以下を記載する）

1 変更の理由

2 変更の概要

(様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 等 名

平成 年度佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業着手届

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領第8の1の規定に基づき提出します。

記

事業主体名	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費 (うち消費税額)	
請負等業者 住所・代表者	
施工箇所	
着工年月日	
事業実施 完了予定年月日	

※添付書類・・・工程表、請負契約書等の写し

(様式第3号)

番 号
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 等 名

平成 年度佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業完了届

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領第8の1の規定に基づき提出します。

記

事業主体名	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費 (うち消費税額)	
請負等業者 住所・代表者	
施工箇所	
着工年月日	
事業実施 完了年月日	
竣工検査年月日	
間接補助金 交付完了予定年月日	
引き渡し年月日	

※添付書類・・・事業が完了したことを証する書類等

(様式第4号)

番 号
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 等 名

平成 年度佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業交付決定前着手届

平成 年 月 日付け 第 号で事業計画の承認を受けたこの事業について、下記の条件を了承のうえ、別紙調書のとおり交付決定前に着手します。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合、もしくは補助金交付決定を受けることが無い場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(注) 様式第4号の付を添付すること

(様式第4号の付)

交 付 決 定 前 着 手 調 書

市 町 長 等 名

1 交付決定前着手の理由

2 事業の内容等

事業名	事業内容	事業主体	事業量	事業費	着手及び施工 予定年月日	備 考

作成年度	平成	年度
市町等名		

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業
(変更) 事業実施計画書

第2. 事業実施計画

1 区分ごとの事業費等

(単位：円)

区 分	平成 年度				
	数 量	総 事 業 費	経 費 内 訳		
			補 助 金	市 町	そ の 他
1. 木造公共的施設整備	棟				
2. 公共施設等の木製品の導入	セット				
3. ペレットストーブ等の導入	セット				
合 計	—				

(注)

1 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

1 木造公共施設等整備の詳細

整備年度	施設名	事業箇所	事業主体名	整備内容	木材使用量 (m ³)			内装又は外装の県産木材 (m ³)	延床面積 (m ²)	総事業費 (円)	経費内訳 (円)			備考	
					全体	主要構造材	うち県産木材				県産木材使用率 (%)	補助金	市町		その他
合計															

- (注)
- 1 施設毎に事業費の内訳が分かる資料（概算見積書等）を添付すること。
 - 2 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

2 公共施設等の木製品の導入 (単位：円)

整備年度	施設名	事業箇所	事業主体名	整備内容	総事業費	経費内訳			備考
						補助金	市町	その他	
合計									

- (注)
- 1 整備内容については、木製品の種類を記載すること。
 - 2 施設毎に事業費の内訳が分かる資料（概算見積書等）を添付すること。
 - 3 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

3 ペレットストーブ等の導入 (単位：円)

整備年度	施設名	事業箇所	事業主体名	整備内容	総事業費	経費内訳			備考
						補助金	市町	その他	
合計									

- (注)
- 1 整備内容については、ペレット又は薪ストーブの種類を記載すること。
 - 2 施設毎に事業費の内訳が分かる資料（概算見積書等）を添付すること。
 - 3 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

(別記様式第1-2号)

県産木材PR活動事業実施計画書(変更計画書)

1 事業の目的(変更の理由)

--

2 事業計画の内容

(1) 実施内容

開催時期	実施内容(回数等)	備考

(2) 事業経費

名 称	金額(消費税)	算出基礎	備考
合 計			

3 添付資料

- ① 見積書等
- ② 別紙(誓約書)